

調達説明書（仕様書）（一般競争入札 WTO用）

公 告 日
令和5年10月18日

本件調達に参加される方は、下記事項を十分ご理解いただいたうえ、入札に参加してください。

※本案件は書面による入札となります。

1. 事項及び内容

案件名：令和5年度医用画像管理システム等の更新にかかる機器の調達及び保守業務
内 容(仕 様):仕様書に記載のとおり

2. 履行期間及び履行場所

- (1) 履行期間
契約締結日から令和13年3月31日（月）まで
- (2) 履行場所
三重県四日市市大字日永5450番地132
地方独立行政法人三重県立総合医療センター

3. 競争入札参加資格者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格
ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
ウ 三重県から入札参加資格（指名）停止措置を受けている期間中でない者であること。
- (2) 落札資格
ア 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下、「落札停止要綱」という。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
イ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

4. 入札者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次の（1）の申請書を13（3）の締切日時までに「入札に関する事務を担当する課」（以下、「入札事務担当所属」という。）に書面により提出してください。

なお、落札候補者にあつては、入札実施後に（2）から（3）までの書類を13（6）の締切日時までに提出していただきます。また、提出した証明書等について説明等をお願いする場合があります。

- (1) 競争入札参加資格確認申請書
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し

5. 入札方法及び落札者の決定方法について

- (1) P5「入札等に関する注意事項」によるものとします。
- (2) 落札候補者について、3の（2）の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。
- (3) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、競争入札に参加しようとする者が、当該競争入札に係る参加資格を有し、契約を締結しないおそれがないと認められるときは、入札保証金を免除します。

6. 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりです。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法

律第 154 号) 第 17 条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第 199 条 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。

ア 契約の相手方が過去 3 年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約実績を有し、これらすべて誠実に履行した者又はこれに準ずると認められる者であって、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

イ 契約の相手方が、国(公社、公団及び独立行政法人を含む。)、地方公共団体又は県の出資法人の関わり方の基本的事項を定める条例(平成 14 年三重県条例第 41 号) 第 2 条第 1 項に規定する出資法人であるとき。

ウ その他契約の性質上契約保証金を納付させる必要がないと認められるとき。

※更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去 3 年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

(3) 契約は、下記「契約に関する事務を担当する課」(以下、「契約事務担当所属」という。)に記載する所属で行います。

(4) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有します。

なお、契約金額は、入札書に記載された金額の 100 分の 110 に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

7. 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

8. 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによります。

9. 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

10. 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 3 条又は第 4 条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

11. 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。

ウ 契約事務担当所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、本院の締結する契約についての落札資格停止等の措置を講じます。

12. その他

(1) 当該入札に質疑(入札手続き、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の

事項)がある場合は、13(1)にある締切日時までに行うものとします。

(※回答に時間がかかる場合がありますので、お早めをお願いいたします。)

- (2) 本件入札の事項その他に関し疑義がある場合は、入札事務担当所属に説明を求め、十分ご承知おきください。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。
- (3) 本件入札の参加にあたり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な入札を行わなければなりません。
- (4) 契約の相手方となった場合には、仕様書に記載された内容及び納期等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。
- (5) 契約の相手方となった場合には別途定める個人情報の取扱規定を遵守しなければなりません。
- (6) その他必要な事項は、地方独立行政法人三重県立総合医療センター契約事務取扱規程に規定するところによります。
- (7) 入札参加者が1者になった場合は入札を中止又は延期する場合があります。

13. 期間の設定(時間は、24時間表示となっています。)

(1) 質疑等の提出締切日時

令和5年10月30日(月)13時まで

結果回答日

令和5年11月6日(月)までに行います。

※提出締切日時までに、入札事務担当所属に書面で質疑申請を行ってください。郵送、FAXも認めますが、電話にて書類の到着確認を行ってください。回答は三重県立総合医療センターウェブサイトで公開します。

(2) 同等品申請の提出締切日時

対象外

(3) 競争入札参加資格確認申請書等の提出締切日時

令和5年11月10日(金)13時まで

※提出締切日時までに、入札事務担当所属に提出してください。郵送も認めますが、電話にて書類の到着確認を行ってください。

(4) 入札書の提出締切日時

入札書提出締切日 令和5年11月28日(火)14時まで

(再度入札を行う場合は、提出締切日時を別途通知します。)

提出締切日時までに、封入のうえ入札事務担当所属に提出してください。

封筒に「案件名」を記載してください。

入札書を郵送する場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により送付してください。また、当院は休日に郵便物の受け取りができませんので、提出締切日時までに確実に届くよう郵便局による集配の日数を考慮して投函してください。

入札書の撤回、差替、再提出は認めません。

内訳書の提出の要否 要

※内訳書は別添の「入札金額内訳書」をご提出ください。

(5) 開札の日時

入札書開札日 令和5年11月28日(火)14時15分

(再度入札を行う場合には、別途日時を定めます。)

※入札に参加される事業者で開札への立ち会いを希望される場合は、事前に入札事務担当所属へ連絡をしてください。

(6) 落札候補者に求める書類提出の締切日時及び場所

令和5年11月29日(水)17時まで

落札候補者にあつては、入札実施後に4(2)から(3)までの書類を契約事務担当所属に提出

していただきます。ただし、再度入札を行った場合は別途提出期限を定めます。
また、提出した証明書等について、説明等をお願いする場合があります。

14. 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、当院に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成31年三重県告示第55号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

■ 入札に関する事務を担当する課

〒510-8561 三重県四日市市大字日永5450番地132
地方独立行政法人三重県立総合医療センター 経営企画課（担当：坂木）
TEL 059-345-2321 FAX 059-347-3500

■ 契約に関する事務を担当する課

〒510-8561 三重県四日市市大字日永5450番地132
地方独立行政法人三重県立総合医療センター 経営企画課（担当：坂木）
TEL 059-345-2321 FAX 059-347-3500

入札等に際しての注意事項

- 1 本項目の（１）から（４）は参加資格、（５）から（７）は落札資格となります。
 - （１）競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - （２）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
 - （３）入札参加地域の要件を設定した場合は、それに該当しているものであること。
 - （４）三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
 - （５）落札停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当しないこと。
 - （６）三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
 - （７）該当の案件を履行するにあたり、許認可等必要な資格がある場合は、それを有している者であること。
- 2 落札候補者は、落札資格の確認のため、契約事務担当所属が指示する提出期限までに、次の書類を提出してください。
 - （１）三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し
 - （２）消費税及び地方消費税についての納税証明書（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し
 - （３）1 の（7）を証明する書類の写し（必要とする場合に提出）
- 3 入札価格は指示のない限り消費税及び地方消費税抜きの額（免税業者にあつては、契約希望額に 110 分の 100 を掛けた額）としてください。（契約金額は、1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 4 契約事務担当所属は、必要に応じ資料等の提出を求めることができます。
- 5 入札額同額による落札候補者が二人以上ある場合は、くじ引きにて落札候補者を決定します。開札の立ち会いを希望しない場合は、くじ引きを入札事務に関係のない本院職員に委任したものとみなします。
- 6 落札候補者となるべき者がいない場合は、再度入札を行うことがあります。ただし、入札執行回数は、原則として 1 回を限度とし、この限度内で落札候補者がいない場合は入札を打ち切ります。
- 7 次のいずれかに該当するときは、その者の提出した入札書は無効とします。

なお、落札候補者の落札資格の確認ができないときはその者の入札書は無効と取り扱います。

 - （１）入札に参加する資格のない者が入札したとき。
 - （２）入札者又はその代理人が同一事項の入札に対し二以上の入札をしたとき。（例：同じ事業者の本店、支店（営業所等）が同一案件に入札を行った場合）
 - （３）入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
 - （４）入札に際して談合等の不正があったとき。
 - （５）入札保証金を納付する場合に、その額が規定の額に満たないとき。
 - （６）入札者が定刻までに入札書を提出しないとき。
 - （７）入札者が提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をしたとき。
 - （８）その他契約締結権者があらかじめ指示した事項に違反したとき。
 - （９）再度入札において、入札価格が前回の入札における最低額と同額以上の入札をしたとき。
- 8 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生（再生）手続中の者のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査にかかる認定をうけている者（更生計画等の認可が決定されるまでの者に限る）が契約の相手方となるときは、契約金額の 100 分の 30 以上とします。また、契約保証金を免除する場合があります。

なお、契約保証金免除要件の確認のため、過去 3 年間に当該契約と同規模の契約を締結し履行した実績の有無を示す証明書を提出していただく場合があります。
- 9 受注者が、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴排要綱」という。）第 3 条又は第 4 条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

- 1 0 受注者は、契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 契約事務担当所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと。
- 1 1 契約締結権者は、受注者が1 0のイ又はウの義務を怠ったときは、本院の締結する契約についての落札資格停止等の措置を講じます。
- 1 2 契約書の作成については、地方独立行政法人三重県立総合医療センター会計規程第4 9条によります。
- 1 3 入札者が1 者となった場合に入札を中止又は延期する場合があります。
- 1 4 公告に記載がない事項については、地方独立行政法人三重県立総合医療センター会計規程の定めるところによります。

仕 様 書

仕様書は別紙のとおり。